

報道関係者 各位

感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた 新型インフルエンザ患者について

10月1日、大阪府大阪市より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

平成21年10月1日
大阪市保健所
感染症対策担当課長 吉田英樹
電話06-6647-0950

急性脳症を呈し人工呼吸器を使用した
新型インフルエンザ患者症例について

大阪市において、平成21年10月1日にインフルエンザ患者が急性脳症を発症しているとして感染症法に基づく急性脳炎の届出が医療機関からありました。同患者については人工呼吸器を使用しており、同日、PCR検査により新型インフルエンザの感染が確認されましたのでお知らせします。

【患者概要】

年齢： 2歳
性別： 女児
基礎疾患： なし

【経緯】

- 9月26日 夜から39℃台の発熱。
9月27日 発熱39℃台のため近くの医療機関を受診。インフルエンザ簡易迅速診断キットにてA陽性。
9月28日 37℃台に熱が下がるも、けいれんの症状を呈したため、別の医療機関を受診。急性脳症の疑いがあったため、さらに別の医療機関に転院、集中治療室にて人工呼吸器を使用。
10月1日 医療機関より急性脳炎として届出。
PCR検査により新型インフルエンザ確定。
現在、患者の状態は安定している。

※ 本件は、平成21年8月25日付け、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」に基づき、新型インフルエンザ患者がインフルエンザ脳症を発症している場合や集中治療室に入室あるいは人工呼吸器を使用した場合、厚生労働省と連携して公表するものです。